

平成21年度

第3回米子市国民健康保険運営協議会

諮問に関する説明資料

【 諮 問 】

- ・ 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を50万円とする。
- ・ 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を13万円とする。

基礎賦課額の賦課限度額を現行47万円から3万円引き上げて50万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を現行12万円から1万円引き上げて13万円にすることについては、さらなる高齢化の進展に伴って医療費が増嵩する中、現在でも負担感が強いといわれる中間所得層の負担軽減のため実施されるもので、昨年12月22日に閣議決定され、年度内に政令の改正が予定されています。

賦課限度額の水準は、これまで国保世帯の中で限度額に達する世帯の割合を4%台とするという考え方で適宜引き上げられていましたが、厚生労働省はこの方針を転換し、協会けんぽ(全国健康保険協会)の本人負担の上限である82万円に相当する額まで将来的に引き上げていく方針となりました。

ついては、賦課限度額を抑えることは、昨今の医療費の増嵩の中、中低所得者層に負担を強いる結果となることから、政令どおり米子市国民健康保険条例の賦課限度額について改定するため、国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺った上で、改定しようとするものです。

なお、介護納付金賦課額の賦課限度額については、これまで介護保険料が見直される3年ごとに引き上げられており、今回は、10万円に据え置かれています。

国民健康保険料

$$1 \text{ 年間の保険料額} = \boxed{\text{基礎賦課額 (医療分)}} + \boxed{\text{後期高齢者支援金等賦課額}} + \boxed{\text{介護納付金賦課額}}$$

↑
40～64歳までの被保険者のみ

賦課限度額の状況・見込

(1) 基礎賦課額

年度	賦課限度額	賦課限度超過			国保世帯数
		超過額(千円)	世帯数	率	
22 (見込)	47万円	117,508	358	1.58%	22,643
	50万円	108,270	314	1.39%	
差引		9,238	35		

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

年度	賦課限度額	賦課限度超過			国保世帯数
		超過額(千円)	世帯数	率	
22 (見込)	12万円	90,527	1,027	4.54%	22,643
	13万円	82,065	850	3.75%	
差引		8,462	177		

賦課限度額をそれぞれ変更した場合、合計1,770万円が超過額からはずれ、保険料収入の増加が見込まれます。

国民健康保険料の保険料率

() は、旧淀江町の料率

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
基礎賦課額 (医療分)	所得割額(前年の総所得金額 - 33万円の)	5.8% (4.8%)	→	5.8%
	資産割額(当該年度の土地・家屋の固定資産税額の)	16.4% (16.9%)	→	16.4%
	被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	20,500円 (18,500円)	→	20,500円
	世帯別平等割額 (1世帯につき)	19,500円 (15,600円)	→	19,500円
	賦課限度額	47万円	→	50万円
後期高齢者 支援金等 賦課額	所得割額(前年の総所得金額 - 33万円の)	2.3% (1.9%)	→	2.3%
	資産割額(当該年度の土地・家屋の固定資産税額の)	9.6% (9.8%)	→	9.6%
	被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	8,000円 (7,000円)	→	8,000円
	世帯別平等割額 (1世帯につき)	7,500円 (6,000円)	→	7,500円
	賦課限度額	12万円	→	13万円
介護納付金 賦課額	所得割額(前年の総所得金額 - 33万円の)	1.95%	→	→
	資産割額(当該年度の土地・家屋の固定資産税額の)	9.6%	→	→
	被保険者均等割額 (被保険者1人につき)	9,200円	→	→
	世帯別平等割額 (1世帯につき)	4,800円	→	→
	賦課限度額	9万円	10万円	→